

DMG MORIやまと郡山城ホール（市立文化会館）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

制定 令和2年7月31日

DMG MORIやまと郡山城ホールは、利用者の安全確保にかかる感染予防対策実施のため、ガイドラインを作成いたしました。

新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むとともに、今後も地域の文化振興のために文化施設が担うべき役割と責務を果たしていきたいと考えております。

なお、本ガイドラインは、公益社団法人全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に作成したものです。今後の政府の対処方針の変更のほか、地域における新型コロナウイルス感染の動向等を踏まえ、必要に応じて改定を行います。

施設利用ガイドライン

大和郡山市立文化会館を公演やその他の催し（以下「公演」という。）で利用いただく主催者が、利用にあたって守っていただく事項をお示しします。

利用にあたって本ガイドラインに基づく公演実施が難しい場合は、会館の利用を許可しないことや、公演中にガイドラインに従わないことが認められる場合、公演等の途中でであっても、中止させていただくことがありますので、ご留意ください。また、当ホールの主催公演につきましても、本ガイドラインを遵守し、実施させていただきます。

なお、会館の収容人数制限については、別途「大和郡山市立文化会館の利用について」でお示しします。

※「大和郡山市立文化会館の利用について」に記載する人数制限は、あくまで利用者間の距離を確保した場合の上限であり、実際の利用人員の上限については、その制限内で接触感染や飛沫感染を防止するための適切な感染予防措置を講じた上での利用状況に即した間隔をとった人員設定にしてください。

（1）全施設共通事項

- ・主催者は、感染予防のため来場者等に対し、以下の場合には、入場・参加・出席しないよう要請してください。また、入場等を控えてもらうケースがあることを、ポスター・チラシ・案内文書等で事前に周知するようにしてください。

- ア 発熱がある場合
- イ 咳・咽頭痛など（呼吸困難、全身倦怠感、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐）の症状がある場合
- ウ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者との濃厚接触がある場合
- エ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

（2）大ホール・小ホール・レセプションホール

① 公演の来場者に対して

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼び掛けてください。
- ・ 来場者の氏名及び緊急連絡先を把握してください。把握する方法としては、チケット裏面に記入欄を設けて来場時に回収するか、事前に配布した記入用紙を、公演後に回収する方法等が考えられます。
また、来場者に対して、この情報が来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知してください。
把握した来場者の情報は、一定期間（2週間程度）、公演主催者で保管してください。
個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。
- ・ 入待ち、出待ちは控えるよう周知してください。

② 会場入口

- ・ 来場者に対し、手洗い・手指の消毒を励行するとともに、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置してください。必要であれば、入口数を制限することも検討してください。
- ・ 会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。

③ チケット窓口（当日券売り場など）

- ・ 当日券販売において、対面で販売を行う場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を公演主催者で用意していただき、購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ チケット窓口等の行列では、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫してください。

④ チケットもぎり・受付

- ・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用してください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討してください。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等で事前配布できるものは極力事前配布してください。当日しか配布できないものについては、極力手渡しによる配布が無いよう、テーブル等に置くなど工夫してください。
- ・出演者へのプレゼント・差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

⑤ ホワイエ・ロビー

- ・対面で会話するような利用や、人の滞留を促すような利用は控えてください。
- ・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。
- ・開場から開演まで十分な時間を取り、密にならないようにしてください。
- ・常時換気にご協力ください。換気のため適温でなくなる場合がありますが、ご了承ください。
- ・人と人との距離を最低1 m（できるだけ2 mを目安に）確保するよう努めてください。
- ・主催者等から入場者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすため、館内放送やボード等による案内を活用してください。

⑥ 客席内

- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行ってください。
- ・不特定多数の来場者が触れないよう、客席扉の開閉は、公演主催者が行ってください。
- ・大ホール、小ホールの座席は原則指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる配置にしてください。自由席にする場合は、入場者どうしの間隔を確保できるよう、空席を設けるなどの工夫を行ってください。また、レセプションホールの座席は、十分な間隔を空けて配置してください。
- ・座席の最前列は舞台前または出演者から十分な距離を取ってください。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。
- ・客席内での会話は控えていただくよう周知してください。
- ・開場後の座席の移動は休憩時や緊急時、トイレ等以外は控えてください。

⑦ 物販

- ・パンフレット等の物販を行う場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて整列していただくようにしてください。人が密になるような状況が回避できない物販は、許可しない場合があります。
- ・物販に関わる方は、マスクの着用と手洗い・手指消毒を徹底してください。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等を公演主催者で用意していただき、購買者との間を遮蔽してください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

⑧ 楽屋（大ホール・小ホール）

- ・常時または定期的に換気をしてください。
- ・紙コップ等を使用し、ゴミは公演主催者がお持ち帰りください。
- ・楽屋訪問などで訪れる方も氏名・緊急連絡先を把握してください。

⑨ トイレ（大ホール・小ホール）

- ・トイレの混雑が予想される場合、来場者に対し最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すよう要請してください。
- ・トイレの数が少ないため、休憩時間は余裕をもって設定してください。

⑩ 公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要なスタッフは、必要最小限の人数としてください。
- ・公演主催者は、出演者を含む公演に従事する全ての者の緊急連絡先を把握してください。
- ・公演関係者が下記の症状に該当する場合、来場しないでください。
 - ア 発熱がある場合
 - イ 咳・咽頭痛など（呼吸困難、全身倦怠感、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐）の症状がある場合
 - ウ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者との濃厚接触がある場合
 - エ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等
- ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔を取るようしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、管理者の確認を得てから取り扱ってください。

- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等は十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。また、可能なかぎり、持ち込み機材の消毒を行ってください。
 - ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようになしてください。
- ⑪ 来場者の退場時の対応
- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
 - ・ 出待ちや面会等はお控えください。
- ⑫ ゴミ
- ・ 公演にあたり発生したゴミは、公演主催者が持ち帰り処分してください。
- ⑬ 舞台等
- ア 出演者間の距離は2m（最低1m）以上確保し、出演者どうしの接触を避けてください。また、大声を発するもの、合唱、吹奏楽など飛沫を伴う可能性のある催し物では、十分な間隔を確保するとともに、配置を工夫し感染リスクの低減に努めてください。
- イ 利用内容（管楽器演奏など）によりマスク着用が困難な場合は、利用開始前、休憩時、利用終了後には必ずマスクを着用してください。
- ⑭ 附属設備
- ・ ヒナ段について（大ホール・小ホール）
 - ア 公演終了後に技術スタッフが消毒のため30分程度の時間を要しますので、この時間を考慮したスケジュール計画をお願いします。
 - イ 公演主催者による設営作業の手伝いは密を避けるため当面の間、中止します。
 - ・ ピアノの使用について
 - ア リハーサル、公演中は、主催者側で管理者を付けていただき演奏者の手指消毒（演奏前・演奏後の2回）を徹底してください。舞台上手・下手から出入りがある場合は、両方に消毒液を用意してください。
 - イ 体質によりアルコールが使用できない場合は、出演前・出演後に石鹸等で手を洗ってください。
 - ・ マイクの使用について
 - ア マイクを使用される方は、出演の前後に必ず手指消毒を徹底してください。

イ コンサート・講演会などでは、マイクの共用を極力避けてください。
やむを得ず共用する場合は、消毒実施のため舞台スタッフ増員費が必要となる場合があります。また、消毒に要する時間を考慮したスケジュールを作成してください。

ウ カラオケ等、複数人で1本のマイクを使用する場合は、公演主催者が1出演者ごとにヘッド部分をホール備え付けの除菌シートによる消毒をしてください。

なお、技術スタッフによる消毒等を依頼されるは、別途舞台スタッフ増員費が発生します。

・ 譜面台について

譜面台の貸し出しは、当面の間、中止しますので、必要数を公演主催者でご用意ください。

⑮ 舞台増員費等

・ 舞台スタッフとの公演の事前打合せ後に公演主催者からの申し出により、公演を取り消された場合、発注済みの舞台増員、看板製作物等の費用につきましては、キャンセル料金が発生する場合があります。

⑯ その他

・ 転換等で備品を移動する場合は、作業の前後に必ず手指消毒し、マスクを着用してください。

・ キュー出しのための調光室への入室は1人に限定し、手指の消毒・マスクの着用を徹底してください。

(3) 展示室

① 入場者に対して

・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼び掛けてください。

・ 来場者の氏名及び緊急連絡先を把握してください。また、来場者に対して、この情報が来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知してください。把握した来場者の情報は、一定期間（2週間程度）、主催者で保管してください。個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。

② 会場入口

・ 来場者に対し、手洗い・手指の消毒を励行するとともに、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置してください。必要であれば、入場人数や入場時間を制限することも検討してください。

- ・会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫してください。
- ③ 受付等
- ・受付等では、アクリル板や透明ビニールカーテンにより来場者との間を遮蔽するよう努めてください。
 - ・行列ができる場合は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
 - ・パンフレット等の配布物は、極力手渡しによる配布が無いよう、テーブル等に置くなど工夫してください。
 - ・出品者等へのプレゼント・差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。
- ④ 展示室内
- ・来場者どうしの間隔を確保するよう注意喚起してください。また、展示室内が混雑しないよう動線（鑑賞経路）を工夫してください。
 - ・展示数（商品数）を減らすなどし、通路の間隔を広く取るなどの密集を避ける対策を行ってください。
 - ・常時または定期的に会場内の換気を行ってください。
 - ・展示室内での会話は控えていただくよう周知してください。
 - ・主催者等から入場者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来場者の質問に直接対応する機会を極力減らすため、ボード等による案内を活用してください。

（4）リハーサル室・会議室・スタジオ

- ・人と人との距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保するよう努めてください。また、収容人数を踏まえ、参加者等が密にならない様に人数制限を実施してください。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼び掛けてください。
- ・常時または定期的に換気をしてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を必要に応じて行ってください。
- ・会議室では、紙コップを使用し、ゴミは主催者がお持ち帰りください。
- ・参加される方の、氏名・緊急連絡先を把握してください。また、参加者等に対して、この情報が感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知してください。把握した来場者の情報は、一定期間（2週間程度）、主催者で保管してください。個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。